

# 学校いじめ防止基本方針

五泉市立大蒲原小学校

## 1 目的

この基本方針は、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条の規定に基づき、「新潟県いじめ防止基本方針」を参酌し、五泉市立大蒲原小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

## 2 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

したがって、当校では、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること、及び、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を講じる。

## 3 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（法第2条1項）」をいう。なお、発生場所は学校の内外を問わない。

## 4 学校・学校職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係諸機関との連携を図りながら、全校体制でいじめの未然防止と早期発見・即時対応に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める責務を有する。

## 5 いじめの防止等のための基本的な方針

### (1) いじめの未然防止

- ・全教育活動を通じた道徳教育，体験活動の充実を図り，いじめを生まさない，いじめを許さない学校・学級風土を醸成する。

### (2) いじめの早期発見

- ・アンテナを高くし，多様な方法で児童理解を深める。
- ・些細な兆候であっても，いじめではないかとの疑いをもち，積極的に認知する。

### (3) いじめへの即時対応・事後対応

- ・いじめを認知した場合は，速やかに，複数職員で組織的に対応するとともに，保護者との連携を図る。
- ・いじめ加害の原因を究明し，再発防止対策を講じる。

## 6 学校の具体的な取組

### (1) いじめ防止等のための組織

ア 名称……「いじめ・不登校対策委員会」（以下，当該委員会と記述）

イ 構成……○生活指導主任・道徳教育推進教師・養護教諭

・教務主任・教頭・外部人材

ただし，いじめ対応時は，関係学年担任を加える

外部人材は，取組内容の専門的な知識を有する者とする

ウ 役割……校長の指導の下，次の役割の中核を成す

- ① いじめの未然防止と早期発見の取組
- ② いじめの相談の窓口
- ③ いじめの疑いや児童の問題行動に関する情報収集
- ④ 対応方針の決定と具体的対応
- ⑤ いじめの防止等に関する職員研修と保護者啓発の取組

### (2) いじめ防止等への対応

ア いじめの未然防止

- ① 全ての教育活動を通じた道徳教育，体験活動を充実するとともに，集団の一員としての自覚や他の役に立っていると感じることでできる機会を与える。
- ② 分かる授業，できた喜びのある授業づくりに努めるとともに，自分の考えを表現する力をはぐくむ。
- ③ 挨拶運動やあったか言葉の奨励，発達段階に応じたSGE・SST・ア

サーショントレーニング等で、心の通い合う人間関係づくりを進める。

- ④ 児童会活動（「いじめ見逃しゼロスクール集会」「思いやりいっぱい集会」等）を通して、いじめを許さず、自他を尊重し合う気持ちを醸成する。
- ⑤ 異学年集団（「雄飛の森班」等）の活動を通して、リーダーシップ・フォロアーシップ等の社会性の育成に努める。
- ⑥ 児童及び保護者に対し、授業やPTA行事等の機会を通じて、情報モラル教育及び啓発活動等を行う。
- ⑦ いじめの問題への取組について、学校評価を年2回以上実施し、評価結果に基づいた改善を速やかに図る。

#### イ いじめの早期発見

- ① 情報が職員へ集まるよう、普段から児童との良好な人間関係構築に心がけるとともに、いじめほどの児童にも起こりうるという認識に立ち、児童観察・児童理解に努める。
- ② 人間関係の小さな変化や些細な兆候を見逃さないよう危機意識をもって関わり、積極的な認知に努める。認知し得た情報は、抱え込むことなく速やかに情報共有する。
- ③ 全児童にいじめ等に関するアンケート調査を、定期的実施する。結果に応じ、速やかに教育相談を行う。
- ④ 全児童を対象とする教育相談を年間2回以上実施する。
- ⑤ 保護者等がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、学校及び教育委員会のいじめ相談の窓口を明確にし、周知を図る。
- ⑥ いじめの通告を受けたときは、事実の有無の確認を行うとともに、事実がなかった場合でも、その事実確認の結果を市教育委員会に報告する。

#### ウ いじめへの対応

- ① いじめを発見し、またはいじめ情報があった場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに、当該委員会を中核に組織的に対応する。
- ② 関係のある児童、保護者への聞き取りや緊急アンケートの実施等により、事実関係についての的確に把握する。
- ③ 被害児童や保護者に対して、不安を取り除くことを第一として必要な措置を講ずる。いじめを解決する方法については、児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合って決定する。
- ④ 加害児童に対しては、毅然とした態度で「いじめは絶対に許されないこと」を理解させる。保護者に対して、事実を報告し、解決への理解・協力を依頼する。
- ⑤ いじめ関係者間における争いを生じさせないように、関係保護者と情報共

有する。

- ⑥ いじめ解決のため、必要な支援を警察、その他関係機関に依頼する。
- ⑦ 「重大な事態」の場合は、市教育委員会を通じて、その旨を市長に報告する。

#### エ 事後指導

- ① 問題解消に至った場合であっても、経過観察・継続指導を行い、再発防止に努める。
- ② 加害児童が抱える問題など、いじめに至った原因究明等を確実にを行い、職員間で共通理解を図り、教育活動を展開する。
- ③ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）に対して、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせる。

### 7 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の意味

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

いずれも、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合  
「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

#### (2) 重大事態への対処

前項に該当する場合は、以下の対処を行う。

- ア 重大事態に応じた対処を、速やかに、的確に行う。
- イ 重大事態が発生した旨を、市教育委員会を通じて、市長に報告する。
- ウ 特別組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- エ 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。